

# なは産業支援センター (MECAL4\_5) 令和 8 年度 入居募集要項



なは産業支援センターは、情報通信産業をはじめ、国際物流産業、ものづくり産業、エネルギー産業、観光関連産業等の振興発展、産業集積及び市場開拓に資する企業を支援すること等を目的に開設した施設です。

那覇市 経済観光部 商工農水課 産業政策 G

TEL : 098-917-0603 / FAX : 098-917-0326

〒900-0004 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号

E-mail : [k-syou001@city.naha.lg.jp](mailto:k-syou001@city.naha.lg.jp)

那覇市では、なは産業支援センターの入居企業を次のとおり募集します。

## 1 施設概要

|        |  |
|--------|--|
| 施設名称   | なは産業支援センター   |
| 所在地    | 沖縄県那覇市銘苅2丁目3番1号（なは市民協働プラザ4・5階）   |
| アクセス   | 那覇空港から車で約20分、ゆいレール「古島駅」から徒歩10分   |
| 用途     | 事務所（倉庫や店舗としての利用不可）   |
| 部屋数    | 中核企業室・・・2室 約110㎡<br>インキュベート室・・・14室（約35㎡ 6部屋、約47㎡ 2部屋、<br>約72㎡ 6部屋）         |
| 構造・規模  | 鉄骨造、延べ床面積：2,822.98㎡（4階1,487.14㎡ 5階1,335.84㎡）                               |
| 天井高    | 2,600 mm   |
| セキュリティ | オートロック（非接触ICカードによる開錠）、夜間常駐警備、防犯カメラ   |
| 通信環境   | 入居企業において独自で通信事業者と個別契約（光ファイバー通信可）   |
| 駐車場    | 駐車区画・・・1台分（6,820円/月）、駐輪区画・・・空き状況による（1,500円/月）<br>来客用の有料駐車場 約110台（メカルパーキング） |
| 共用会議室  | 無料研修室2室（予約システム有）、有料会議室1室（事前申請）   |
| 設備等    | OAフロア、エレベーター2基、共用休憩・商談スペース（フリーWi-Fi）、<br>給湯室、                              |

## 2 入居対象

中核企業室の入居対象者は、次の(1)及び(2)、インキュベート室の入居対象は、次の(1)及び(3)とします。

### (1) 共通事項

次のいずれかに掲げる事業を営む者

- ア 沖縄振興特別措置法第3条第6号の情報通信産業に属する事業
- イ 沖縄振興特別措置法第3条第9号の製造業等に属する事業
- ウ 沖縄振興特別措置法第3条第10号の産業高度化・事業革新促進事業
- エ 沖縄振興特別措置法第3条第11号の国際物流拠点産業に属する事業
- オ 観光関連産業の振興に資する事業
- カ エネルギー産業の振興に資する事業
- キ 工芸産業その他の地域産業の振興に資する事業
- ク ア～キに掲げる事業の振興及び発展に資する事業

## (2) 中核企業室

- ア (1)の対象事業のいずれかに関連する産業の集積、開拓及び創業活動に寄与できること。
- イ インキュベート企業に入居する企業の育成・支援に寄与できること。
- ウ なは市民協働プラザに入居する企業、団体等との連携に寄与できること。

## (3) インキュベート室

- ア 中小企業基本法第2条第1項の中小企業者であること。
- イ 利用期間の満了後も本市において引き続き事業を行う意思を有すること。

## 3 応募要件

応募要件は、「2 入居対象」のうち、中核企業室は次の(1)を、インキュベート室は次の(1)及び(2)を満たしていることとします。

### (1) 共通事項

- ア 過去に当センターまたは那覇市 IT 創造館に入居したことがない者であること（別法人であっても代表者が同一人物である場合を含む）。
- イ 過去に当センターの入居審査を受け、不選定となった者で当該審査の日から6か月を経過していないものでないこと。
- ウ 那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号）第2条第1号の暴力団又は同条第2号の暴力団員、その他の反社会的勢力に該当しておらず、それらの利益となる活動を行うものでないこと。
- エ 租税を滞納していないこと。
- オ 既存企業の支社、支店、営業所等の設置を目的とするものではなく、当センターを主たる事業拠点（本社）として活動する意思があること。

### (2) インキュベート室

- ア 法人については、応募期限時点で法人設立から3年を経過していないこと。
- イ 個人事業主については、事業の開始から3年を経過しておらず、入居期間中に法人化を目指す者であること。

## 4 入居条件

### (1) 募集状況

入居室の最新の募集状況は那覇市 HP を確認すること。

### (2) 入居期間

- ア 中核企業室 最大3年（ただし、必要と認められる場合は更新可）
- イ インキュベート室 最大3年（ただし、必要と認められる場合は1年を限度として延長可）

### (3) 月額使用料等

入居室の月額使用料は、次の1平方メートルあたりの単価に床面積を乗じた額です。

ア 中核企業室 1,940 円/㎡

イ インキュベート室 1,240 円/㎡

ただし、上記の金額は条例、規則等の改正により変更される場合もあります。

その他、入居室の電気代や駐車場使用料が必要です。

### (4) その他

ア 中核企業室 入居後3ヶ月以内に、当センターの住所を本店所在地とする本店移転登記を行い履歴事項全部証明書の写しを提出すること。

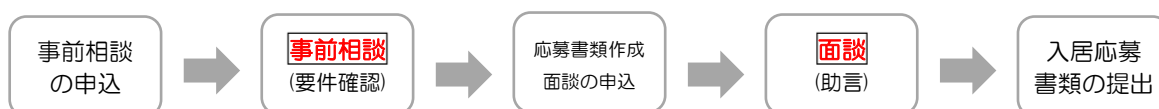
イ インキュベート室 入居後（または法人設立後）3か月以内に本市の市民税課に当センターの住所を所在地とする法人等の設立・設置届を提出しその写しを提出すること。

## 5 応募方法

### (1) 事前相談及び面談

入居応募書類の提出については、事前に本市の企業支援専門員による事前相談及び面談が必要です。

応募書類の提出期限の概ね1月前には事前相談が実施できるようご相談ください。



### (2) 応募書類

次の表の応募書類をファイリングしたフラットファイル1部と応募書類のPDFデータを格納したCD、DVD又はUSBメモリーを提出してください。

フラットファイルの表紙には応募者名を記入してください。なお、提出された書類やCD等の返却はしません。

| 応募書類                                   | 法人 | 個人<br>(法人設立予定) | 備考         |
|--|----|----------------|------------|
| なは産業支援センター入居応募申込書                      | ○  | ○              | 様式あり       |
| 応募代表者履歴書                               | ○  | ○              | 様式あり       |
| 事業計画書                                  | ○  | ○              | 様式あり       |
| 法人登記簿の履歴事項全部証明書                        | ○  | ×              | 発行3ヶ月以内のもの |
| 定款の写し                                  | ○  | ×              |            |
| 住民票の写し（本人分）                            | ×  | ○              | 発行3ヶ月以内のもの |
| 直近の決算書（過去3期分）                          | ○  | ×              |            |
| 直近の納税証明書又は滞納のない証明書（国税（その3）・都道府県税・市町村税） | ○  | ○              | 発行3ヶ月以内のもの |
| 所得証明書                                  | ×  | ○              | 発行3ヶ月以内のもの |
| 応募者が補完したい資料                            | △  | △              | 任意         |

(3) 応募書類提出期限

- 第1期 令和8年6月1日(月)
- 第2期 令和8年8月31日(月)
- 第3期 令和8年11月30日(月)
- 第4期 令和9年3月1日(月)

(4) 提出

原則として直接持参すること。郵送を希望する場合は事前にご相談ください。

提出場所：那覇市経済観光部 商工農水課 なは産業支援センター  
 〒900-0004 沖縄県那覇市銘苅2丁目3番1号  
 なは産業支援センター5階 管理事務室

受付時間：平日9:00～17:00（12:00～13:00時の間除く）

(5) 問い合わせ

TEL：098-917-0603（担当：上原、名城）  
 E-mail：k-syou001@city.naha.lg.jp

## 6 入居企業の選定

### (1) 選定方法

なは産業支援センター入居審査委員会において、提出された応募書類の書類審査及びプレゼンテーション審査を実施し、入居候補者を選定する。

審査委員会の日程等の詳細は、応募者に別途通知する。

また、応募者多数の場合は、一次審査として書類選考を実施することがある。

### (2) 評価項目等

#### ア 中核企業室

| 評価項目  | 評価の視点   |
|---|---|
| 資源（人材育成、技術力、雇用実績）                             | 技術力、経営の知識の他、雇用や人材育成手法等の計画、これまでの雇用実績の記載。なお、技術力については、過去の実績、資格保持者数、SE・PG等技術者数等を記載        |
| 事業の独創性、安定性、将来性、財務状況、過去の事業実績、施設における存在価値及び貢献可能性 | 事業の独創性、安定性、将来性、財務状況、入居前の事業実績、施設における存在価値及び施設や本市への貢献可能性、事業計画の実現可能性に係る記載                 |
| 地域貢献の考え方及び将来展望                                | 本市における雇用や、地域又は施設への貢献の可能性、及び事業の将来展望に係る記載。なお、地域貢献については、市、新都心地域、当該施設又は社会貢献活動（CSR）の考え方の記載 |
| 産業集積や関連産業の振興発展への寄与・経済波及効果等の貢献性                | 産業集積や関連産業の振興発展への寄与・経済波及効果等の貢献性の記載   |
| インキュベート室入居企業等への支援・連携計画及びその他雇用効果等              | 入居するインキュベート企業の育成や支援、その他連携に関する計画及び雇用効果等に関する可能性の記載                                      |

#### イ インキュベート室

| 評価項目      | 評価の視点   |
|-----------|---|
| 事業遂行能力    | 前職等これまでの経験や実績、技術力、意気込み、ビジネスアライアンスの内容、資格保持者数、技術者数等の内容、新規事業の場合はその詳細等の記載 |
| 将来性・実現可能性 | 事業計画における事業内容、収支計画、先駆性、独自性等の記載   |
| 地域貢献      | 地域産業の振興への貢献や地域社会の課題解決への貢献等の記載   |
| 支援の必要性    | 市に求める支援の明確性や自社の弱い部分及び課題の把握等の記載  |

(3) 入居手続き及び入居の取り消し

入居審査の結果は、審査の日から概ね1週間以内に書面で通知いたします。

入居候補者として選定され、入居候補通知書を受けた入居応募者は、当該通知日から起算して30日以内に、なは産業支援センター入居用施設使用許可申請書を提出してください。

期間内に使用許可申請書を提出しないとき、又は応募書類の記載事項に著しい変更が生じるなどした場合は、入居候補者としての決定を取り消すことがあります。